

## 『中心市街地、商店街における、外国人観光客の買物需要等を取り込む取組 に対する支援を受けたい』

### 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業

商店街等における外国人観光客の買物需要等を取り込むための環境整備等の取組に対する支援を行います。

#### 中心市街地活性化事業

##### 対象となる方

民間事業者(※)

※地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

##### 支援内容

外国人観光客による買物需要等を取り込むための施設整備事業に対して支援を行います。

(例)外国人観光客向け宿泊施設、外国人観光客を主なターゲットとする小売店舗 等

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額2億円(3億円(※))、下限額1,000万円)

(※)特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、上限額を引き上げます。

##### ご利用方法

- (1)経済産業局に公募申請書を提出。
- (2)審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3)経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4)経済産業局から補助金を交付。

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

## 商店街インバウンド促進支援事業

### 対象となる方

商店街組織(※1)、又は商店街組織と民間事業者(※2)の連携体

#### ※1 商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者 等

#### ※2 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

### 支援内容

商店街等において、外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の買物需要等を取り込むための以下の事業に対して支援を行います。

#### ①-1 環境整備

免税手続カウンターの設置、Wi-Fi機器の設置等の外国人観光客が商店街等で買物等を行う際の環境を整備することで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

#### ①-2 環境整備に伴う広報活動

「①-1 環境整備」により整備した施設・設備等の利用方法等の周知のための広報、多言語に対応した商店街マップやWebサイト等の外国人観光客を商店街等に誘客するための広報等の事業。(「①-2 環境整備に伴う広報活動」を行う場合には、「①-1 環境整備」と同時に実施する必要があります。「①-2 環境整備に伴う広報活動」のみの実施は対象外です。)

#### ② 地域産品を扱う販売所の設置・運営

農水畜産品や加工品等の地域産品や伝統工芸品等を扱う販売所(アンテナショップやレストラン等)を設置・運営し、外国人観光客向けに地域の魅力ある商品の販売等を行うことで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額7,500万円、下限額100万円

### ご利用方法

- (1) 募集期間中に、事務局へ応募申請書類等の関係書類を提出
- (2) 外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3) 採択された補助事業者は、交付申請書を事務局へ提出し、交付決定後、事業開始
- (4) 事業終了後、実績報告書を事務局へ提出し、補助金を受給
- (5) 事業終了後5年間、事業効果について報告

#### お問い合わせ先

商店街インバウンド促進支援事業事務局

所在地: 〒104-0045 東京都中央区築地 3-17-9 興和日東ビル3階

電話: 03-5148-5800

FAX: 03-5551-1026